



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
3月31日(金)  
号 外  
第 28 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正…………… 1  
○農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部改正…………… 2

### 訓 令

- 栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部改正…………… 2  
○栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部改正…………… 3

### 合 同 訓 令

- 栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部改正…………… 3

### 企 業 局

- 栃木県企業局組織規程の一部改正…………… 6  
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正…………… 7  
○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正…………… 11  
○栃木県公営企業財務規程の一部改正…………… 14

## 規 則

### 栃木県規則第30号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

栃木県家畜保健衛生所手数料規則（昭和24年栃木県規則第82号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別記（第1条関係） 細 目 表				別記（第1条関係） 細 目 表			
番 号	種 別	金 額	備 考	番 号	種 別	金 額	備 考
略				略			
5の2	処方箋 又は指 示書	略	略	5の2	処方箋 又は指 示書	略	略
5の3	豚熱ワ クチン 接種票	550	<u>家畜伝染病予防 法第3条の2第 1項に規定する 特定家畜伝染病 防疫指針に基づ き交付するもの をいう。</u>				
略				略			

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(畜産振興課)

栃木県規則第31号

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則（昭和60年栃木県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 2 regarding agricultural statistics and land area calculations.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農政課)

訓 令

栃木県訓令第4号

本 庁  
出先機関

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県消防防災関係職員被服貸与規程（昭和34年栃木県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It contains '別表第1' (Table 1) comparing clothing and equipment for fire and disaster prevention staff before and after amendments.

冬制服			略	略	冬制服	1着	36月	略	略
略					略				
冬制帽			略	略	冬制帽	1個	36月	略	略
略					略				
ネクタイ			略	略	ネクタイ	1本	36月	略	略
ベルト	1本	略	1本	36月	ベルト	2本	略		
略					略				
ヘルメット			略	略	救助服			1着	36月
					ヘルメット			略	略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県訓令第5号

本 庁

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県危機管理のための宿日直に関する規程（平成20年栃木県訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) <b>第2条 略</b> 2 宿日直員は、所属長（栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第9条第1項の表(9) <u>危機管理防災局の部</u> に規定する課の長をいう。以下同じ。）が当該所属に勤務する職員のうちから定める。	(設置) <b>第2条 略</b> 2 宿日直員は、所属長（栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第9条第1項の表(3) <u>県民生活部の部</u> に規定する課の長をいう。以下同じ。）が当該所属に勤務する職員のうちから定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(危機管理課)

**合 同 訓 令**

栃 木 県  
 栃木県公営企業  
 栃木県教育委員会  
 栃木県人事委員会  
 栃木県監査委員  
 栃木県労働委員会  
 栃 木 県 議 会  
 栃木県警察本部

訓令第2号

知事部局本庁  
 知事部局出先機関  
 企 業 局  
 教育委員会事務局  
 人事委員会事務局

監査委員事務局  
労働委員会事務局  
議会事務局  
警察本部

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年3月31日

栃木県知事	福田 富一
栃木県教育委員会教育長	阿久澤 真理
栃木県人事委員会委員長	井澤 晃太郎
栃木県代表監査委員	森澤 隆
栃木県労働委員会会長	白井 裕己
栃木県議会議長	山形 修治
栃木県警察本部長	難波 健太

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令

栃木県広聴及び広報事務運営規程（昭和50年栃木県・栃木県教育委員会・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県地方労働委員会・栃木県議会・栃木県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広聴広報計画)</p> <p><b>第4条</b> <u>総合政策部長</u>は、広聴及び広報事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、翌年度の広聴広報実施方針を定め、毎年2月末日までに、知事部局本庁の<u>各部局長</u>、会計局長、企業局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 部局長等は、前項の規定に基づき、その分掌する事務に係る広聴及び広報事務の実施について、年間広聴広報計画案を策定し、毎年3月末日までに<u>総合政策部長</u>に提出するものとする。</p> <p>3 <u>総合政策部長</u>は、前項の規定によって提出された年間広聴広報計画案に基づき、年間広聴広報計画を策定するものとする。</p> <p>(広聴広報企画委員等の設置)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる部局等に、広聴広報企画委員及び広聴広報事務担当者各1名を置く。</p> <p>(1) <u>各部局</u>（<u>栃木県部局設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に定める部及び局をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(広聴広報企画委員等の選任)</p> <p><b>第6条</b> 広聴広報企画委員は、次の各号に掲げる部局等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>各部局</u>（総合政策部を除く。）、企業局及び教育委員会事務局 総務主幹</p>	<p>(広聴広報計画)</p> <p><b>第4条</b> <u>県民生活部長</u>は、広聴及び広報事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、翌年度の広聴広報実施方針を定め、毎年2月末日までに、知事部局本庁の<u>各部長</u>、会計局長、企業局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長（以下「部局長等」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 部局長等は、前項の規定に基づき、その分掌する事務に係る広聴及び広報事務の実施について、年間広聴広報計画案を策定し、毎年3月末日までに<u>県民生活部長</u>に提出するものとする。</p> <p>3 <u>県民生活部長</u>は、前項の規定によって提出された年間広聴広報計画案に基づき、年間広聴広報計画を策定するものとする。</p> <p>(広聴広報企画委員等の設置)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる部局等に、広聴広報企画委員及び広聴広報事務担当者各1名を置く。</p> <p>(1) <u>各部</u>（<u>栃木県部設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に定める部_____をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(広聴広報企画委員等の選任)</p> <p><b>第6条</b> 広聴広報企画委員は、次の各号に掲げる部局等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>各部</u>（総合政策部を除く。）、企業局及び教育委員会事務局 総務主幹</p>

(3) 略  
2～5 略

(会議の構成員等)

第9条 前条の会議の構成員、主宰者及び当該会議の事務の所管課等は、次のとおりとする。

会 議	構 成 員	主 宰 者	所 管 等
広聴広報 企画委員 会議	広聴広報企画 委員	総合政策 部長	略
略			
広聴広報 委員会議	各部署の課及 び室の広聴広 報委員	知事部局 本庁の各 部署局長	各部署 の幹事 課
	教育委員会事 務局の課及び 室の広聴広報 委員	教育長	教育委 員会事 務局教 育政策 課
	第5条第2項 第2号、第3 号及び第5号 から第9号ま でに掲げる課 局等の広聴広 報委員	総合政策 部長	略
略			

2 会議は、主宰者が招集する。

3 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 主宰  
者は、会議に出席する委員を、構成員のうち、審  
議事項に関係のある委員に限定することができる。

附 則

① 略

(3) 略  
2～5 略

(会議の構成員等)

第9条 前条の会議の構成員、主宰者及び当該会議の事務の所管課等は、次のとおりとする。

会 議	構 成 員	主 宰 者	所 管 等
広聴広報 企画委員 会議	広聴広報企画 委員	県民生活 部長	略
略			
広聴広報 委員会議	各部の課及 び室の広聴広 報委員	知事部局 本庁の各 部署局長	各部 の幹事 課
	教育委員会事 務局の課及び 室の広聴広報 委員	教育長	教育委 員会事 務局総 務課
	第5条第2項 第2号、第3 号及び第5号 から第9号ま でに掲げる課 局等の広聴広 報委員	県民生活 部長	略
略			

2 広聴広報企画委員会議は毎年度当初に、広聴広  
報事務担当者会議、広聴広報委員会議及び広聴広  
報地方委員会議は必要の都度開くものとする。

3 前項に規定するもののほか、会議の主宰者は、  
必要があると認める場合には、臨時に会議を招集  
することができる。この場合において会議の主宰  
者は、会議に出席する委員を、構成員のうち、審  
議事項に関係のある委員に限定することができる。

附 則

1 略

2 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの  
間における第4条から第6条までの規定の適用に  
ついては、第4条第1項中「各部長」とあるのは  
「各部長（国体・障害者スポーツ大会局長を含  
む。以下同じ。）」と、第5条第1項第1号中  
「定める部」とあるのは「定める部及び国体・障  
害者スポーツ大会局」と、第6条第1項中「各部  
（総合政策部）」とあるのは「各部（総合政策部及  
び国体・障害者スポーツ大会局）」と、同項中  
「(3) 警察本部 県民広報相談課広報管理官」と

あるのは「(3) 国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課主幹  
(4) 警察本部 県民広報相談課広報管理  
理宣」とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(広報課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第4号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局組織規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(課、班及び担当)</p> <p><b>第2条</b> 企業局に本庁として、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課 名</th> <th>班</th> <th>担 当 名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 気 課</td> <td>管理担当</td> <td>施設担当 _____</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経営企画課 (1)～(24) 略 <u>(25) 再生可能エネルギー等による電源開発の企画調査に関すること。</u> (26) 略 地域整備課 略 電気課 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 水道課 略 2 略</p> <p>(発電管理事務所)</p> <p><b>第6条</b> 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>栃木県 今市発</td> <td>日光 市</td> <td>1～6 略</td> </tr> </table>	課 名	班	担 当 名	略			電 気 課	管理担当	施設担当 _____	略			名 称	位 置	所 掌 事 務	栃木県 今市発	日光 市	1～6 略	<p>(課、班及び担当)</p> <p><b>第2条</b> 企業局に本庁として、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課 名</th> <th>班</th> <th>担 当 名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 気 課</td> <td>管理担当</td> <td>施設担当 <u>電源開発担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経営企画課 (1)～(24) 略 (25) 略 地域整備課 略 電気課 (1)～(7) 略 <u>(8) 再生可能エネルギー等による電源開発の企画調査に関すること。</u> (9) 略 水道課 略 2 略</p> <p>(発電管理事務所)</p> <p><b>第6条</b> 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>栃木県 今市発</td> <td>日光 市</td> <td>1～6 略 <u>7 再生可能エネルギー等によ</u></td> </tr> </table>	課 名	班	担 当 名	略			電 気 課	管理担当	施設担当 <u>電源開発担当</u>	略			名 称	位 置	所 掌 事 務	栃木県 今市発	日光 市	1～6 略 <u>7 再生可能エネルギー等によ</u>
課 名	班	担 当 名																																			
略																																					
電 気 課	管理担当	施設担当 _____																																			
略																																					
名 称	位 置	所 掌 事 務																																			
栃木県 今市発	日光 市	1～6 略																																			
課 名	班	担 当 名																																			
略																																					
電 気 課	管理担当	施設担当 <u>電源開発担当</u>																																			
略																																					
名 称	位 置	所 掌 事 務																																			
栃木県 今市発	日光 市	1～6 略 <u>7 再生可能エネルギー等によ</u>																																			

電管理 事務所	瀬川	電管理 事務所	瀬川	る電源開発の企画調査に関すること。
2 略		2 略		

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第5号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された企業職員_____（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>4 略</p> <p>5 常勤職員、育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等（以下「職員」という。）の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は、特に必要と認めるときは、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えない範囲内において、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等</p> <p>第1号に掲げる時間帯のうち、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で管理者の権限を行う知事が割り振る時間</p> <p>6 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p><b>第4条</b> 職員の休憩時間は、次のとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された企業職員で同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>4 略</p> <p>5 常勤職員、育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等（以下「職員」という。）の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は、特に必要と認めるときは、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えない範囲内において、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等</p> <p>第1号に掲げる時間帯のうち、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で管理者の権限を行う知事が割り振る時間</p> <p>6 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p><b>第4条</b> 職員の休憩時間は、次のとおりとする。ただし、管理者の権限を行う知事は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等  
第2条第5項第2号又は第3号に規定する勤務時間のうちに、前号の規定の例により管理者の権限を行う知事が別に定める時間

2 略

(育児短時間勤務)

**第5条** 地方公営企業法第39条第5項の規定により読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤務の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 管理者の権限を行う知事が別に定める勤務の形態

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第6条** 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2～4 略

5 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日）を設け、かつ、勤務日（第2項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

(年次休暇)

**第11条** 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)・(2) 略

(3) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 20日を超えない範囲内で管理者の権限を行う知事が別に定める日数

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等  
第2条第5項第2号又は第3号に規定する勤務時間のうちに、前号の規定の例により管理者の権限を行う知事が別に定める時間

2 略

(育児短時間勤務)

**第5条** 地方公営企業法第39条第5項の規定により読み替えて適用される育児休業法第10条第1項の規定に基づき管理者の権限を行う知事が定める勤務の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 管理者の権限を行う知事が別に定める勤務の形態

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第6条** 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2～4 略

5 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日）を設け、かつ、勤務日（第2項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

(年次休暇)

**第11条** 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)・(2) 略

(3) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 20日を超えない範囲内で管理者の権限を行う知事が別に定める日数



2～7 略

(組合休暇)

**第15条 略**

2 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組合休暇の期間は、その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第3の日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者の権限を行う知事が別に定める日数)とする。

(非常勤職員の勤務条件)

**第22条** 企業職員のうち、非常勤職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、職員の勤務条件との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が別に定める。

**別表第1 (第13条関係)**

特別休暇の対象となる場合	期 間
1～6 略	
6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において <u>10日</u> _____ _____ _____ _____ の範囲内の期間
7～12 略	
13 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)が出産する場合	3日(育児短時間勤務職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数)の範囲内の期間
14 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日	当該期間内における5日(育児短時間勤務職員等、 <u>定年前再任用短時間</u>

2～7 略

(組合休暇)

**第15条 略**

2 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組合休暇の期間は、その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第3の日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者の権限を行う知事が別に定める日数)とする。

(非常勤職員の勤務条件)

**第22条** 企業職員のうち、非常勤職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、職員の勤務条件との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が別に定める。

**別表第1 (第13条関係)**

特別休暇の対象となる場合	期 間
1～6 略	
6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において <u>5日(当該通院等が体外受精その他の管理者の権限を行う知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)</u> の範囲内の期間
7～12 略	
13 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)が出産する場合	3日(育児短時間勤務職員等、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数)の範囲内の期間
14 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日	当該期間内における5日(育児短時間勤務職員等、 <u>再任用短時間勤務職</u>

<p>から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等においては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>	<p>から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>員及び特定業務任期付短時間勤務職員等においては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>
<p>15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者の権限を行う知事が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日、育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあってはその者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>	<p>15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者の権限を行う知事が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日、育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあってはその者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>
<p>16 要介護者の介護その他の管理者の権限を行う知事が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日、育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあってはその者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>	<p>16 要介護者の介護その他の管理者の権限を行う知事が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日、育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあってはその者の勤務時間を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める日数）の範囲内の期間</p>
<p>17・18 略</p>		<p>17・18 略</p>	
<p>19 夏季における盆等の諸行事の場合又は職員が心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間内における6日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その</p>	<p>19 夏季における盆等の諸行事の場合又は職員が心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間内における6日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その</p>

	者の勤務時間等を考慮し、管理者の権限を行う知事が別に定める日数の範囲内の期間
20～22 略	20～22 略

**附 則**

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同項の規定により採用された企業職員とみなして、この管理規程による改正後の栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第2条第3項及び第5項、第4条第1項、第5条、第6条第1項及び第5項、第11条第1項、第15条第3項、第22条並びに別表第1の規定を適用する。

**栃木県公営企業管理規程第6号**

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程**

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（栃木県職員に準ずる給与）</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当（条例第8条の3に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当）</p> <p><b>第7条</b> 条例第12条の2第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額と</p>	<p style="text-align: center;">（栃木県職員に準ずる給与）</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当（条例第8条の3に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当）</p> <p><b>第7条</b> 条例第12条の2第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額と</p>

する。ただし、勤務に従事する時間が6時間を超える場合にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員（条例第4条に規定する職にある職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～オ 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 局長及び次長 11,000円

イ 参事及び経営企画課長 9,000円

ウ 本庁の課長（経営企画課長を除く。） 7,000円

エ 所長、総務主幹、主幹及び班長 5,000円

オ 支所長 3,000円

(3) 略

2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 局長及び次長 6,000円

イ 参事及び経営企画課長 5,000円

ウ 本庁の課長（経営企画課長を除く。） 4,000円

エ 所長、総務主幹、主幹及び班長 3,000円

オ 支所長 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 局長及び次長 5,500円

イ 参事及び経営企画課長 4,500円

ウ 本庁の課長（経営企画課長を除く。） 3,500円

エ 所長、総務主幹、主幹及び班長 2,500円

オ 支所長 1,500円

3・4 略

附 則

1 略

2 第2条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける企業職員に対する第7条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額

する。ただし、勤務に従事する時間が6時間を超える場合にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 条例第4条に規定する職にある職員

次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～オ 略

(2) 略

2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とする。

(1) 局長及び次長 6,000円

(2) 参事及び経営企画課長 5,000円

(3) 本庁の課長（経営企画課長を除く。） 4,000円

(4) 所長、総務主幹、主幹及び班長 3,000円

(5) 支所長 2,000円

3・4 略

附 則

1 略

2 第3条第1項に規定する職員に支給する給料の特別調整額は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、同条第3項の規定にかかわらず、当該職員に係る別表第3の給料の特別調整額欄に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これ

(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

を切り捨てた額)を減じた額とする。

別表第4 (第4条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手 当 の 額
発電施設管理業務手当	発電施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した職員	1日 <u>400円</u>
	発電施設の運転に従事した職員	1日 <u>300円</u> ただし、宿直を命じられた職員が当該宿直の前後において発電施設の運転に従事した場合は、当該宿直の前後を通じて1日とみなす。
水道施設管理業務手当	水道施設又は工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した職員	1日 <u>350円</u>
	水質検査のための業務に従事した職員	1日 <u>200円</u>

略

危険手当	坑内____、道路上____、 <u>高圧設備に近接する箇所</u> (1 m 以内)、 <u>深所</u> ____ (地表下4 m 以上)、 <u>足場の不安定な高所</u> ____ (地上10 m 以上)等の危険箇所	略
------	--	---

別表第4 (第4条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手 当 の 額
発電施設管理業務手当	発電施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した職員	1日 <u>750円</u>
	<u>悪天候の夜間に屋外においてダムの操作等に</u> 従事した職員	1日 <u>1,000円</u>
	発電施設の運転に従事した職員	1日 <u>500円</u> ただし、宿直を命じられた職員が当該宿直の前後において発電施設の運転に従事した場合は、当該宿直の前後を通じて1日とみなす。
水道施設管理業務手当	水道施設又は工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した職員	1日 <u>500円</u> <u>(坑内作業、高圧接近作業 (1 m 以内)、深所作業 (地表下4 m 以上)、足場の不安定な高所作業 (地上10 m 以上)に従事した場合に</u> あつては、1日 <u>750円</u> )
	水質検査のための業務に従事した職員	1日 <u>500円</u>

略

危険手当	坑内 <u>作業</u> 、道路上の <u>作業</u> 、 <u>高圧接近作業</u> ____ (1 m 以内)、 <u>深所作業</u> (地表下4 m 以上)、 <u>足場の不安定な高所作業</u> (地上10 m 以上)	略
------	---	---

での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業に従事した職員	
豪雨等異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の屋外業務に従事した職員	<p>1 巡視 1日につき350円（夜間に1時間以上従事した場合には、530円）</p> <p>2 巡視以外 1日につき530円（夜間に1時間以上従事した場合には、800円）</p>

、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業に従事した職員	
--------------------------	--

注 同一の日に、2以上の業務又は作業（以下「業務等」という。）に従事し、当該業務等がそれぞれ発電施設管理業務手当（発電施設の運転に従事した職員に係るものを除く。）、水道施設管理業務手当又は用地交渉手当（以下「発電施設管理業務手当等」という。）の支給要件に該当する場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する発電施設管理業務手当等のうちいずれか最も高額の特務手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該発電施設管理業務手当等とそれぞれ当該各号に定める特殊勤務手当を併給する。

(1) 発電施設の運転に従事した場合 発電施設管理業務手当（発電施設の運転に従事した職員に係るものに限る。）

(2) 発電施設、水道施設又は工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕に従事した場合であって、これらの業務等が危険手当の支給要件に該当するとき 危険手当

注 1 発電施設管理業務手当及び水道施設管理業務手当は出先機関に所属する職員に、用地交渉手当及び危険手当は本庁に所属する職員について適用する。

2 同一の日に、2以上の業務又は作業（以下「業務等」という。）に従事した場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特務手当（それらの特殊勤務手当の額が同額の場合はいずれか一方の特務手当）を支給する。ただし、発電施設の運転に従事した場合については、特殊勤務手当を併給する。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された企業職員をいう。以下同じ。）のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同項の規定により採用された企業職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この管理規程による改正後の栃木県企業局企業職員給与規程第2条第1項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この管理規程による改正後の栃木県企業局企業職員給与規程第7条第1項及び第2項の規定を適用する。

栃木県公営企業管理規程第7号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1Ⅰ電気事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1Ⅱ水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1Ⅲ工業用水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1Ⅳ用地造成事業会計・地域総合整備事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)事業資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(9)営業費用の表並びに別表第1Ⅴ施設管理事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)事業費用の表中

法定福利費	法定福利費 会計年度任用職員 法定福利費 報酬等社会保険料	を	法定福利費	法定福利費 会計年度任用職員 法定福利費	に改める。
-------	--	---	-------	----------------------------	-------

**附 則**

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経営企画課）